

2024 年 1 月 31 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

2023 年 12 月 22 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙
のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し
あげます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する意見

No	項番	該当箇所	意見
1	III-11-7-2 主な着眼点及び監督 手法・対応 (1)バリュエーション 1	①グループ全体の再建可能性を判断するため、海外法域における現地規制等も踏まえ た移動可能な資本・資産(余剰TLACを含む。)について把握することができる態勢を整 備しているか。	余剰TLACの算出方法や定義は、グローバルにも概念のみが示されている状況と理解しており、この 対応の詳細は御庁との協議を通じて明確化していくとの理解でよいか。
2	III-11-7-2 主な着眼点及び監督 手法・対応 (1)バリュエーション 1	③主要子会社に関して、直近の財務諸表作成以降に純資産の額への影響の観点から 時価の再評価が必要な資産・負債について、適時の算出が可能な態勢を整備し、評価 の前提、評価モデル及び算出期間等を検証・確認しているか。	再評価が必要な資産・負債についての適時の算出にかかる「評価の前提」・「評価モデル」とは、極め て短期間(例えば、T+5日等)でバリュエーションを行うための、一定の割切りを許容したモデル(時間 制約を踏まえ、可能な範囲で実態に即した評価となるモデル)という解釈でよいか。
3	III-11-8-2 主な着眼点及び監督 手法・対応	②プレイブックに基づき、検証内容に応じて経営陣や海外拠点も含めたシミュレーション 形式での演習等を実施したうえで、破綻処理準備態勢等の実行可能性について内部監 査部門や第三者等を交えた効果的な検証を行い、その検証を通じて破綻処理準備態勢 等の改善点を確認し、高度化を図るといった、いわゆるPDCAサイクルによる継続的な 改善を図っているか。	「経営陣や海外拠点も含めた」や「内部監査部門や第三者等を交えた」は、「演習等」や「効果的な検 証」を実施するうえでの方法論の一つと考えており、必ずしも毎回求められるわけではなく、当局と協 議の上で都度検討するものという理解でよいか。 また、内部監査部門や第三者等に期待する役割やその関り方の深度についても、当局と協議のうえ で都度検討するものと考えてよいか。
4	III-11-8-2 主な着眼点及び監督 手法・対応	③テストイングに関する方針やテーマを明確にしたうえで、中期の計画を策定している か。	テストイングに関する中期計画は、事業環境や国際情勢の変化等を踏まえて随時見直し可能なもの との理解でよいか。